

裁判になったら弁護士に聞こう 民事家事当番弁護士

裁判になったにもかかわらず、
弁護士に依頼していない方は、
初回30分^{*}に限り無料で
法律相談が受けられます。

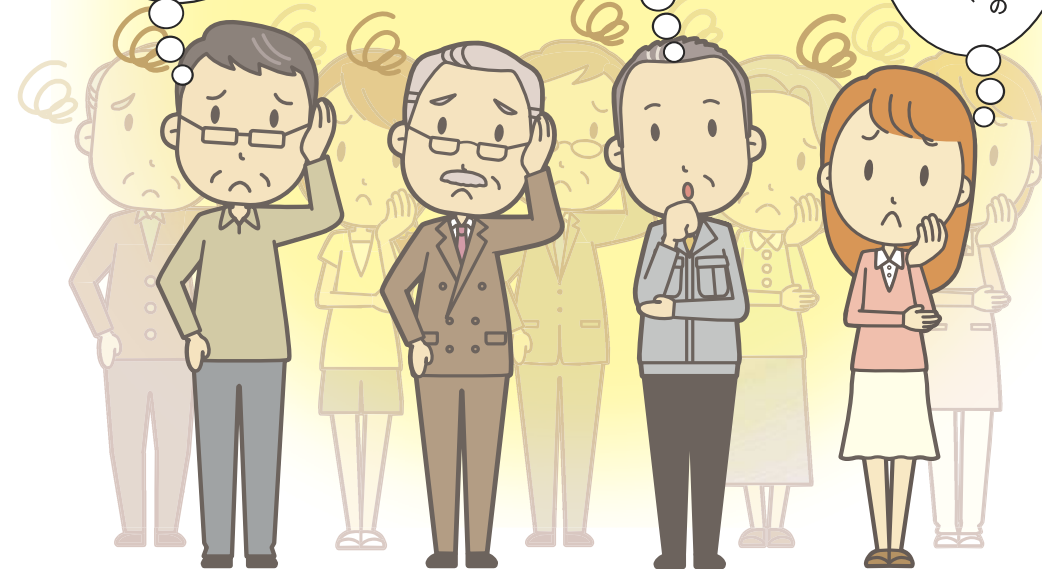
※同一事件につき初回1回に限ります



訴えられて自宅に
訴状来たけど、
答弁書の書き方が
分からない！

自分で裁判を起したら、
裁判所から
「事案が複雑なので
弁護士に頼んだ方が
良いですよ」
とアドバイスを受けた、
でも弁護士の知り合い
なんていないしなあ！

裁判所から調停期日の
呼び出し状来たけど、
どうすればいいの？



ご相談の際、**裁判所事件番号が付された書面**をお持ちください。

民事家事当番弁護士実施法律相談センター

予約等は裏面の各法律相談センターまでどうぞ



民事家事当番弁護士実施法律相談センター

予約等は下記の各法律相談センターまでどうぞ

◇霞が関法律相談センター

一般相談
【電話】03-3581-1511

◇新宿総合法律相談センター

一般、家庭、クレサラ、消費者、労働、医療、外国人相談
【電話】03-5312-5850

◇蒲田法律相談センター

一般、クレサラ、労働、外国人、生活保護相談
【電話】03-5714-0081

◇池袋法律相談センター

一般、クレサラ、消費者、医療、労働、女性、生活保護相談
【電話】03-5979-2855

◇北千住法律相談センター

一般、クレサラ、消費者、女性、生活保護相談
【電話】03-5284-5055

◇錦糸町法律相談センター

一般、クレサラ、家庭、労働相談
【電話】03-5625-7336

◇渋谷法律相談センター

一般、クレサラ、労働、女性相談
【電話】03-5428-5587

◇四谷法律相談センター

一般、クレサラ、女性、建築相談
【電話】03-5312-2818

◇立川法律相談センター

一般、クレサラ、消費者、労働相談
【電話】042-548-7790

◇八王子法律相談センター

一般、クレサラ相談
【電話】042-645-4540

◇町田法律相談センター

一般、クレサラ相談
【電話】042-732-3904

法律相談の流れ

1

事件分野や交通の便などからご都合のよい法律相談センターをお選び下さい。

2

お選びいただいた相談センターに事前に予約の上、お越しください。

★電話予約→上記の電話番号におかけください。電話予約時間は、センターごとに異なっています。
★インターネット予約→24時間受付中（事件分野によって、予約できないものもあります）。

URL <http://www.horitsu-sodan.jp/reserve/>

法律相談 東京

検索

3

相談日当日、受付にて、民事家事当番弁護士を依頼する旨を告げ、
裁判所の**事件番号が付された書面**をご提出下さい。

4

当番弁護士の**無料相談（30分）**を受けることができます。

※30分経過後あるいは2回目以降は通常の法律相談と同様、有料になります。

※弁護士への依頼を希望される場合にも、当番弁護士にご相談下さい。



法律相談センター

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会